



平成 18 年 4 月 17 日

各 位

会社名 株式会社 松 屋
代表者 代表取締役社長 古屋 浩吉
(コード番号 8237 東証第一部)
問合せ先 総務部 I R 室担当部長
木村 昌平
(TEL . 代表 03 - 3567 - 1211)

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 17 日開催の当社取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、取締役に対し、報酬として年額 86 百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 5 月 25 日開催予定の当社第 137 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めて業績向上を図り、株主と利害を共有化することにより企業価値の一層の増大を図ることを目的とし、ストックオプションとして当社の取締役に対して、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当の対象者

当社の取締役对新株予約権を割り当てるものとし、社外取締役および常勤・社外監査役については対象外とする。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 102,000 株を上限とする。

なお、新株予約権発行日（以下「発行日」という）後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当該株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の総数

1,020 個を上限とする。（新株予約権 1 個当りの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は 100 株。ただし、(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の発行価額

付与日においてブラックショールズモデルにより算定した価額を発行価額とする。

* 参考

現時点において、ブラックショールズモデルにより簡易に算定した発行価額は 843 円となります。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当りの払込金額は、次により決定される 1 株当りの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の前取引日から遡って 20 取引日間の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が発行日における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当社の取締役たる地位を失った後も、後記 に掲げる新株予約権付与契約に定めるところにより、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。

その他の条件については、本定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得・消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得し消却することができる。

本新株予約権は、新株予約権者が(6)、または に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得し消却することができる。ただし、この場合の取得手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

(9) その他

本新株予約権の発行に関する細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 18 年 5 月 25 日開催予定の当社第 137 期定時株主総会において、「取締役役にストックオプションとして新株予約権を付与する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上